

和合町自治会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、和合町自治会という。

(区域)

第2条 この会の区域は、浜松市中区和合町のうち別紙に番地を記載した区域を除く区域及び泉町の全域とする。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、浜松市中区和合町 88-4 番地に置く。

(会の組織)

第4条 会員相互の緊密な連携を図るため、この会に部、組及び班を置く。

2 部に部長、組に組長、班に班長を置く。

第2章 目的

(目的)

第5条 この会は、第2条に定める区域内の住民が、隣人として精神的な心のふれあいを深め、互いに理解し合い、助け合いながら地域の諸問題についてともに関心を持ち、常に共同して実践活動を行い、住みよい環境づくりと健康で明るい社会生活を築くことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 住民生活の安全確保に関する事。
- (4) 住民の教育、福祉及び文化の向上に関する事。
- (5) 住民の健康増進に関する事。
- (6) 住民相互の融和と扶助に関する事。
- (7) 地域内の老人、婦人、青年、子供等の団体活動及び住民のグループ活動の育成及び援助に関する事。
- (8) 自治会連合会、地区自治会連合会その他の団体との連絡及び協調に関する事。
- (9) 市役所その他官公署との連絡及び協力に関する事。
- (10) その他目的の達成のために必要な事。

第3章 会員

(会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

3 この会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

(会費及び入会金)

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費及び入会金を納入しなければならない。

(入会)

第8条 この会に入会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) この会の区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

第4章 役員

(役員)

第10条 この会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1 人

(2) 副会長 若干人

(3) 会 計 1 人

(4) 監 事 2 人

(5) 部 長 各部1名

(6) 組 長 各組1名

(役員を選出)

第11条 会長・副会長・会計及び監事は会員の中から互選し、総会で決定する。

2 部長は、部に所属する会員の中から互選する。

3 組長は、組に所属する会員の中から互選する。

4 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 会計は、この会の会計事務を処理する。
- 4 監事は、次の業務を行う。
 - (1) この会の財産の状況を監査すること。
 - (2) 役員業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを役員会及び総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、役員会及び総会を招集すること。
- 5 部長は、部を代表し、会長・副会長及び所属する組長との連携を緊密にすると共に、部内を調整し、会務の執行に参画する。
- 6 組長は、組を代表し、部長及び所属する班長との連携を緊密にすると共に、組内の調整、諸般の連絡その他の会務を分掌する。
各部の組長の中で代表組長を決め、部長業務の執行を補佐する。

(役員任期)

第13条 会長、副会長、会計、監事の任期は2年とし、3期までは再任を妨げない。但し、副会長については、自治会運営の都合によりやむを得ない場合は、3期を超えて再任することが出来る。

- 2 部長、組長の任期は、1年とする。
- 3 役員に欠員を生じたときの後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問及び相談役)

第14条 会務を円滑に行うために顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長が総会の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問及び相談役の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員会)

第15条 この会に第5条に規定する事業を円滑に行うために、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、会長が総会の同意を得て委嘱する。
- 3 委員会の委員は、特定の業務について、その職務を分担する。

第5章 会議

(会議の種類)

第16条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

3 役員会は定例役員会と臨時役員会とする。

(会議の構成)

第17条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(議決事項)

第18条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 重要な契約を締結すること。

(4) その他この会の運営上特に重要なこと。

2 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項に関すること。

(3) その他この会の運営に必要なこと。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行することができる。この場合において、会長は、次の総会においてこれを報告し、承認を得なければならない。

(総会)

第19条 通常総会は、毎年1回開催する。

(臨時総会)

第20条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第21条 定例役員会は月に一度、臨時役員会は、会長が必要と認めたとき又は役員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第22条 総会及び役員会は、会長が招集する。

2 総会及び役員会を招集する場合は、会長は、会員又は役員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めたときは、この限りではない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 24 条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、役員の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第 26 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 会議に出席した構成員の数（書面表決者数及び表決委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 28 条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録に掲げる資産

(2) 会費及び入会金

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第 29 条 資産は、会長が管理し、その管理方法は、役員会の議決により定める。

- 2 別に定める財産目録に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむをえない理由があるときは、総会の議決を経て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 30 条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(費用の弁済)

第 31 条 役員が、この会の業務を執行するにあたり要した経費は、予算の定めるところによりその費用を実費弁償することが出来る。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 33 条 この会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後 3 月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 34 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 規約の変更

(規約の変更)

第 35 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、市長の認可を受けなければ変更することができない。

第 8 章 雑則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第 36 条 この会に次の帳簿を置く。

- (1) 会員名簿・役員名簿
 - (2) 会計簿・証憑書類
 - (3) 会費等徴収簿
 - (4) 記録簿・会議議事録
 - (5) 財産目録
- 2 前項の帳簿はその事務所に備え付けておかなければならない。

(表彰)

第 37 条 この会は、次の各号の一に該当する者に対して、総会の決議を経て感謝状を贈り
顕彰する。

- (1) 会長・副会長・会計・監事・部長及び組長の職を引き続き 5 年以上又は通算
7 年以上務め、退職した者
- (2) 会員が地域の連帯感の高揚と地域活動の推進に尽力し、この会の発展に寄与
したと認める者
- (3) その他顕彰に値すると認める者

(慶弔その他の給付)

第 38 条 会員に慶弔・罹災及び療養の事由が生じた場合は次に掲げる給付を行う。

- (1) 祝金
- (2) 弔慰金
- (3) 見舞金

2 給付の範囲は、別に定める。

(役員手当)

第 39 条 組長以上の役員に活動費を支給する事が出来る。

(委任)

第 40 条 この規約の施行について必要な事項は、役員会において別に定める。

－ 附 則 －

- 1) この規約は昭和 55 年 1 月 6 日から施行する。
- 2) 昭和 62 年 10 月 4 日規約一部修正
- 3) 法人化対応により大幅修正し、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 4) 役員の任期について一部修正のうえ平成 28 年 4 月 1 日より施行する。